

## 諸外国における偽情報に関する政策動向等

---

2022.5.12

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社  
デジタルコンサルティング部



# 1. 偽情報に関する政策動向 概要

調査対象国	対象文献	概要
EU	The European Democracy Action Plan (欧州民主主義行動計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自由で公正な選挙の促進」、「メディアの自由の強化」、「偽情報への対抗措置」の3つの目的から構成される。このうち、「偽情報への対抗措置」としては、偽情報の発信者に対するコストを科すための取組、行動規範の見直し、ガイダンスの発行等が示されている。</li> <li>上記を踏まえ、2021年には、「政治広告の透明性とターゲティングに関するEU規則案」が公表された。「欧州メディア自由法案」はパブリックコンサルテーションが行われた。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>the Code of Practice on Disinformation (偽情報に関する行動規範)</li> <li>Guidance on Strengthening the Code of Practice on Disinformation (偽情報に関する行動規範の強化に向けたガイダンス)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年9月、欧州委員会は偽情報に関する行動規範の適用範囲に不足やギャップがあることを指摘した評価を発表した。その後、当ガイダンスが上記不足等に対処することを目的として欧州民主主義行動計画で示された方向性に沿って策定され、偽情報に関する行動規範をどのように強化すべきかについて委員会の見解を明らかにした。また、行動規範の実施状況をモニタリングするより堅牢な枠組みの基礎も示されている。</li> <li>2021年12月までに、行動規範の署名者(署名予定者含む)は合計66社(当初16社、ガイダンス公表後50社追加)。行動規範の更新プロセスは2022年3月末まで延長された。</li> </ul>
フランス	情報操作との戦いに関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙期間内(投票日前3ヶ月)に、偽情報が拡散されている場合、検察官、候補者等、利害関係者から求めを受けた裁判官は、プラットフォーム事業者に対して送信防止措置を命じることができる。裁判官は申立から48時間以内に停止に関する判断を行わなければならない。</li> <li>外国の偽情報等によるデジタル干渉に対抗する機関としてViginumが創設された。</li> </ul>
	デジタル時代の啓蒙	<ul style="list-style-type: none"> <li>偽情報を抑制する解決策を検討することを目的とし、デジタル時代の啓蒙委員会により報告書にまとめられ、2022年1月11日に共和国大統領に提出された。</li> <li>デジタル時代の情報障害とそれが引き起こす民主的生活の混乱に関する知識の状態を要約し、それらに対処するための推奨事項(30個)を示している。</li> </ul>
オーストラリア	Australian Code of Practice on Misinformation and Disinformation (オーストラリアの偽・誤情報に関する行動規範)	<ul style="list-style-type: none"> <li>2021年2月22日にthe Digital Industry Group (DIGI : Facebook、Google、Twitter、Microsoft、TikTok等の大手IT企業で構成される)によって取りまとめられた初の行動規範。透明性レポート等の公表が要求されており、これを受け2021年5月21日にプラットフォーム8社が透明性レポートを公表しており、今後は、年次レポートを公表する予定となった。元は、2019年オーストラリア政府が公表した「Regulating in the digital age Government response and implementation roadmap for the Digital Platforms Inquiry」に基づき、同年12月に政府がデジタル産業に対してCodeの開発を依頼し、DIGI が草案作成することに手を挙げたもの。</li> </ul>
	New disinformation laws	<ul style="list-style-type: none"> <li>2022年3月、オンラインでの有害な偽情報や誤情報に取り組む法律を2022年後半に議会へ提出を目指していると発表。</li> </ul>
韓国	言論仲裁および報道による損害賠償に関する法律(언론중재 및 피해구제 등에 관한 법률)の一部改正案	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正案は、故意や重過失による虚偽、捏造情報を報道した報道機関に対して、被害額の最大5倍の損害賠償を請求したり、訂正報道や、記事の閲覧ができないように求めることができる内容。</li> <li>Human Rights Watch等が「改正案は表現、情報、報道の自由を損ない、メディアが批判的な報道を躊躇する」との懸念を示した書簡を大統領等へ提出した。また、国際機関も、改正案の報道機関への懲罰的損害賠償の要求や、明確な条件を欠いた同法の曖昧さを指摘し、表現の自由を制限する懸念があり、留保することを表明した。</li> </ul>

## 2. 偽情報に関する政策動向

### 【EU】 The European Democracy Action Plan (EDAP; 欧州民主主義行動計画)

#### EDAPに関する動向（2020年以降）

- 2020年12月2日、**欧州民主主義行動計画**が公表された。  
3つの柱「自由で公正な選挙の促進」、「メディアの自由の強化」、「偽情報への対抗措置」から構成される。
- **2021年5月26日**、「偽情報への対抗措置」に関連して、**偽情報に関する行動規範強化に関するガイダンス**が公表された。
- **2021年11月25日**、**政治広告の透明性とターゲティングに関するEU規則案**が提示された。※本規則の発行日は**2023年4月1日**と定められている。
- 2021年12月21日、欧州委員会が欧州メディア自由法案について協議。
- **2022年1月10日**、**欧州メディア自由法案のパブリックコンサルテーションを開始**。※第3四半期に委員会で採択予定。

- 以降に、政治広告の透明性とターゲティングに関するEU規則案、欧州メディア自由法案、偽情報に関する行動規範強化に関するガイダンスについてまとめた。
- また、プラットフォームの政治広告に対する取組もまとめた。

## 2. 偽情報に関する政策動向

### 【EU】 The European Democracy Action Plan (欧州民主主義行動計画)

#### ① 政治広告の透明性とターゲティングに関するEU規則案

- EDAPは3つの柱「自由で公正な選挙の促進」、「メディアの自由の強化」、「偽情報への対抗措置」から構成される。
- 2021年11月25日、政治広告の透明性とターゲティングに関するEU規則案が提示された。同規則案は、政治的広告及び関連サービス提供者等を対象として、透明性義務及びターゲティングと増幅（アンプリフィケーション）の厳格な条件などを課す。
- DSAと比較して、政治広告の文脈で開示されるべき情報のカテゴリーと、関連するサービス・プロバイダーの範囲が拡大されている。  
※DSAがオンラインプラットフォームに透明性要件を課しているのに対し、本イニシアチブは政治広告の出版社や、政治広告の準備、配置、宣伝、出版、普及に関与するその他の関連サービスプロバイダー全体を対象とする。
- 本規則は、現在ガイダンスに沿った改訂が進められている偽情報に関する行動規範の枠組みの中で実施されることを予定。
- 本規則は2023年4月1日発効予定。

章	項目	内容
第1章	総則	本規則の対象を政治的広告及び関連サービス提供者を対象とし透明性義務を課すことや、政治的広告のためにターゲティング及びアンプリフィケーション技術を使用する場合の規則をスコープとする。
第2章	政治的広告サービスの透明性義務	広告主や政治的広告サービスの提供者、政治的広告サービスの提供者に対し、政治的広告サービスの識別、記録管理及び情報発信、政治広告の透明性要件、政治広告業務に関する定期的な報告、違法な可能性のある政治的広告の表示、所轄官庁への情報伝達並びに他の利害関係者への情報発信等の義務を課す。
第3章	政治的広告のターゲティングと増幅	政治的広告のターゲティングとアンプリフィケーションに関連する具体的な要件（センシティブな個人データの処理を伴うターゲティング・増幅技術の使用の禁止、手法・ポリシー・記録の保管等）及びそれらに関する情報の他の利害関係者への情報発信等の義務を課す。
第4章	監督及び執行	欧州連合域内への法定代理人の設置や所管官庁、制裁、選挙期間の公表等を定める。
第5章	最終規定	欧州委員会は欧州議会の各選挙後2年以内、遅くとも2026年12月31日までに本規則の評価及び見直しに関する報告書を提出することや欧州委員会の委任行為の採択、本規則の発効日（2023年4月1日）を定める。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0731>

## 2. 偽情報に関する政策動向

### 【EU】 The European Democracy Action Plan（欧州民主主義行動計画）

#### ②政治広告に対する主なプラットフォームの取組

- Twitterは、**2019年10月に、政治広告の中止を発表**しており、現在は、**同社ホームページで全世界で政治的コンテンツの広告掲載を禁止**している。
- Googleは、**各国や地域ごとの選挙広告の掲載に必要な要件や、ターゲティングの制限、開示要件等を定めており、自主規制を強めている。**
- Meta（Facebook、Instagram）は、**2022年1月19日以降、所属政党（政治的信念、社会問題、原因、組織、人物など）などに関連するターゲティングオプションを削除**すると発表した。

No	事業者	取組の内容
1	Twitter	2019年10月に政治広告の掲載中止を発表。 同社有料広告のポリシーページにおいて、「 <b>Twitterでは、政治に関するコンテンツを広告に掲載することを全世界で禁止</b> 」との文言が掲載されている。 <a href="https://business.twitter.com/ja/help/ads-policies/ads-content-policies/political-content.html">https://business.twitter.com/ja/help/ads-policies/ads-content-policies/political-content.html</a>
2	Google	広告の受け入れに関する自主規制を強めている。 同社の広告ポリシーページには、政治に関するコンテンツについて、 <b>各国や地域ごと（オーストラリア、ブラジル、EU、インド、イスラエル、ニュージーランド、台湾、英国、米国（州・地方含む））の選挙広告の定義と、広告掲載に必要な要件、選挙広告のターゲティングの制限、選挙広告に関する開示要件（広告料金の出資者を広告内で開示）、地域別（カナダ、フランス、フィリピン、シンガポール、韓国）の制限事項などが掲載されている。</b> <a href="https://support.google.com/adspolicy/answer/60145957hl=ja#zippy=%2Ceu-%E5%9F%9F%E5%86%85%E3%81%A7%E9%81%B8%E6%8C%99%E5%BA%83%E5%91%8A%E3%82%92%E6%8E%B2%E8%BC%89%E3%81%99%E3%82%8B%E5%BA%83%E5%91%8A%E4%B8%BB%E6%A7%98%E3%81%AB%E6%B1%82%E3%82%81%E3%82%89%E3%82%8C%E3%82%8B%E8%A6%81%E4%BB%B6">https://support.google.com/adspolicy/answer/60145957hl=ja#zippy=%2Ceu-%E5%9F%9F%E5%86%85%E3%81%A7%E9%81%B8%E6%8C%99%E5%BA%83%E5%91%8A%E3%82%92%E6%8E%B2%E8%BC%89%E3%81%99%E3%82%8B%E5%BA%83%E5%91%8A%E4%B8%BB%E6%A7%98%E3%81%AB%E6%B1%82%E3%82%81%E3%82%89%E3%82%8C%E3%82%8B%E8%A6%81%E4%BB%B6</a>
3	Meta	FacebookとInstagramでは、2022年1月19日以降、健康、人種、民族、 <b>所属政党</b> 、宗教、性的指向に関連する <b>ターゲティングオプションを削除</b> 。 <b>所属政党の例示として、「政治的信念、社会問題、原因、組織、人物」が挙げられている。</b> <a href="https://www.facebook.com/business/news/removing-certain-ad-targeting-options-and-expanding-our-ad-controls">https://www.facebook.com/business/news/removing-certain-ad-targeting-options-and-expanding-our-ad-controls</a>

## 2. 偽情報に関する政策動向

### 【EU】 The European Democracy Action Plan（欧州民主主義行動計画）

#### ③ 欧州メディア自由法案

- 同法案は、欧州域内の各国の規則の違い、規制当局間の協力体制が不十分、メディアへの官民の干渉、メディア多元主義のセーフガード不足などの課題に取り組むもの。
- 本規則は**2022年第3四半期**に委員会で採択予定。
- 2022年1月10日、**欧州メディア自由法案**のパブリックコンサルテーションを開始。

項目	内容
本法案が取り組む課題	国内メディア市場は、(i)メディア多元主義に関する各国の規則の違い、(ii)独立したメディア規制当局間の協力体制が不十分、(iii)メディアの所有、管理、運営に官民が干渉する事例、(iv) オンラインも含めたメディア多元主義のセーフガード不足などの影響を受けている。
目的	<ul style="list-style-type: none"><li>- <b>メディア企業が一貫した規制基準に従って域内市場で活動</b>できるようにする。</li></ul> メディアの自由と多元主義に関するものを含む。 <ul style="list-style-type: none"><li>- <b>EU市民がオフラインとオンラインの両方で幅広く多様なメディアにアクセス</b>できるようにする。</li><li>- <b>メディアの前提条件である編集の独立性とメディアの独立した経営を保護</b>する。</li></ul> 自由と域内市場の健全性のために。 <ul style="list-style-type: none"><li>- <b>国家の透明で公正な配分を確保</b>することにより、<b>メディア企業間の歪みのない競争を促進</b>する。</li></ul>
オプション1	<b>加盟国への勧告</b> この勧告は、加盟国に対し、特に以下の事項に関するいくつかの行動を実施するよう促すものである。 メディア市場の運営に関する <b>国内精査手続き、市場参入と運営の制限</b> など。 <b>メディア所有権の透明性、編集の独立性とメディアの多様性の保護、透明性のある配分</b> 国家資源のこの勧告は、欧州委員会がその勧告を奨励するための監視機構を想定している。 加盟国による適用 既存のERGAは、ベストプラクティスの交換のためのフォーラムとして機能することができる。
オプション2	<b>独立したメディア規制当局（ERGA）のEUネットワークの強化に裏打ちされた立法手段</b> EUの法律では、 <b>メディア市場取引やメディアの市場参入・運営に対するその他の制限に関する各国の精査手続きについて共通の原則</b> を定めることになる。また、 <b>メディア市場の透明性を高めるための措置</b> も想定している。 <b>メディア規制当局のための構造化された協力フレームワーク</b> 。これは、既存のEUの独立したメディア規制当局のネットワークに基づくことができる。 <b>メディア規制当局は、必要な権限と資源を備えて強化される可能性がある。</b>

#### ④ 偽情報への対抗措置に関する近時の動き

- 2018年9月、偽情報に関する行動規範を策定・公表。
- 2019年6月、偽情報対策の成果及び欧州議会選挙の教訓に関するレポートを公表。
- 2020年8月～2021年7月、行動規範のプラットフォーム署名者は、**新型コロナ偽情報対策のレポート**を隔月で提出。  
※当初は2021年12月までとされていたが、**2022年6月まで延長**された。
- 2021年5月26日、**Guidance on Strengthening the Code of Practice on Disinformation**が公表された。当初は2021年秋に署名者が強化された行動規範の最初の草案を委員会に提出する予定であった。
- 2021年7月、議会は偽情報に関する**行動規範を強化するプロセスを開始**。
- 2021年9月、行動規範の新たな署名者として**8社**が加わった。  
Vimeo、Clubhouse、DoubleVerify、Avaaz、Globsec、Logically、NewsGuard、WhoTargetsMe
- 2021年11月、行動規範の新たな署名者として**16社**が加わった。  
Twitch、Adobe、Havas、The Bright App、Neeva、国境なき記者団、VOSTヨーロッパ、オランダ応用科学研究機構（TNO）、Maldita、PagellaPolitica、Demagog、MediaMath、Integral Ad Science、GARMイニシアチブ、Crisp
- 2021年11月、**ERGA**（オーディオビジュアルメディアサービスに関する欧州規制当局グループ）から**10の提言**が発表された。
- 2021年12月、**26社**の新しい署名者予定者が改訂に加わったため、**行動規範の更新プロセスは2022年3月末まで延長**された。

- ・ 以降、「Guidance on Strengthening the Code of Practice on Disinformation」についての概要を示した。

## 2. 偽情報に関する政策動向

### 【EU】 Guidance on Strengthening the Code of Practice on Disinformation

#### ① 偽情報に関する行動規範の強化に向けたガイダンス構成（1 / 2）

- 2021年5月、偽情報に関する行動規範の強化に向けたガイダンスを公表。
- 当初は2021年秋に署名者が強化された行動規範の最初の草案を委員会に提出する予定であったが、2021年12月までに50社が改訂に加わり、**行動規範の更新プロセスは2022年3月末まで延長された。**
- 偽・誤情報に関連すると思われる条項は、「4 広告出稿の審査」、「7 ユーザーへの権限付与」、「8 リサーチおよびファクトチェック・コミュニティの強化」において確認できた。

No	項目
1	イントロダクション
2	新型コロナ感染症モニタリングの結果と教訓
3	解決すべき水平方向の課題
3.1	コードの目的を達成するためのコミットメントの強化
3.2	スコープの拡大
3.3	参加者の拡大
3.4	ニーズに合わせたコミットメント
3.5	欧州デジタルメディア観測所
3.6	緊急通報システム
4	<b>広告出稿の審査</b>
4.1	<b>偽情報の非収益化</b>
4.2	関係者間の連携強化
4.3	<b>偽情報を含む広告への取り組み</b>

No	項目
5	政治広告と課題別広告
5.1	政治広告や課題別広告の効率的なラベリング
5.2	政治広告・課題別広告の検証と透明性に関するコミットメント
5.3	メッセージング・プラットフォームの透明性
5.4	政治広告のターゲティング
5.5	広告リポジトリの改善とAPIの最低限の機能性
6	サービスの健全性
6.1	許されない操作行為に関する共通認識
6.2	許されない操作行為を制限するためのコミットメントの強化
6.3	コミットメントの調整、協力、透明性

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=CELEX%3A52021DC0262>



## 2. 偽情報に関する政策動向

### 【EU】 Guidance on Strengthening the Code of Practice on Disinformation

#### ① 偽情報に関する行動規範の強化に向けたガイダンス構成（2 / 2）

No	項目
7	ユーザーへの権限付与
7.1	メディアリテラシー向上策への取り組み
7.2	「安全なデザイン」への取り組み
7.3	レコメンド機能の説明責任
7.4	公益となる信頼できる情報の可視化
7.5	虚偽または誤解を招くようなコンテンツと相互作用する、または相互作用したことのあるユーザーに発する警告
7.6	有害な偽情報にフラグを立てる機能
7.7	情報に基づいたオンライン・ナビゲーションのための指標の有無
7.8	メッセージングアプリ上の偽情報を抑制するための対策
8	リサーチおよびファクトチェック・コミュニティの強化
8.1	誤報に関する研究のための加盟国データへのアクセス
8.1.1	データへのアクセスに関する一般的な枠組み
8.1.2	匿名化された非個人的なデータへのアクセス
8.1.3	個人データを含む、追加の精査が必要なデータへのアクセス
8.1.4	EDMOの役割
8.1.5	他のステークホルダーのためのデータへのアクセス

No	項目
8.2	加盟国と研究者の協力関係の枠組み
8.3	ファクトチェッカーとの連携
8.3.1	連携の形態
8.3.2	加盟者のサービスにおけるファクトチェックの利用と統合
8.3.3	ファクトチェッカーによる関連情報へのアクセス
9	コードのモニタリング
9.1	KPI
9.1.1	サービスレベルの指標
9.1.2	構造指標
9.2	モニタリングフレームワーク
9.2.1	定期的な報告
9.2.2	透明性センター
9.2.3	常設のタスクフォース
10	結論と次のステップ

## 2. 偽情報に関する政策動向

### 【EU】 Guidance on Strengthening the Code of Practice on Disinformation

#### ②偽情報に関する行動規範への署名者

- 2021年12月までに、行動規範の署名者（署名予定者含む）は、**合計66社（当初16社、ガイダンス公表後50社追加）**となっている。
- 当初の署名者は、巨大プラットフォーム事業者、業界団体、広告メディアのみであったが、ガイダンス公表後に加わった署名者には、**偽情報対策ツール（サービス）の提供企業、ファクトチェック機関、ジャーナリズム組織などが新たに加わり**、多様な署名者による偽情報対策の実現に向かっている。

署名者	団体の性質
Facebook	巨大プラットフォーム事業者
Google	
Mozilla	
Twitter	
マイクロソフト	
TikTok	
AACC	業界団体
EACA	
EDIMA	
IABヨーロッパ	
SAR	
UBA	
WFA	
AKA	
Kreativitet & Kommunikation	広告メディア
Goldbach Audience (Switzerland) AG	

	署名者	性質
2021/9 参加発表	Vimeo	オンラインビデオプラットフォーム
	Clubhouse	新しいタイプのソーシャルネットワーク
	DoubleVerify	広告技術プロバイダー
	Avaaz	世界中のさまざまな問題に対して積極的に活動を行うグローバル オンライン コミュニティ
	Globsec	非党派、非政府組織
	Logically	AIツールとファクトチェックチームを組み合わせるファクトチェックサービスを提供する企業
	NewsGuard	オンラインの誤情報対策ツール、サービスを提供する企業
	WhoTargetsMe	政治広告の出所を明示するツールを提供する組織
2021/11 参加発表	Twitch	ライブストリーミング配信プラットフォーム
	Adobe	コンピュータ・ソフトウェア会社
	Havas	多国籍広告および広報会社
	The Bright App	ソーシャルネットワークサービス
	Neeva	検索エンジンサービスを提供する企業
	国境なき記者団	言論の自由の擁護を目的としたジャーナリストによる非政府組織
	VOSTヨーロッパ	ヨーロッパ全域のバーチャル・オペレーション・サポート・チームの連合体
	オランダ応用科学研究機構（TNO）	基礎研究の結果をビジネス向けに応用・開発する総合研究機関
	Maldita	ファクトチェックとデータジャーナリズムの手法による偽情報と公言の統制に焦点を当てた独立系ジャーナリズム・プラットフォーム
	PagellaPolitica	イタリアのファクトチェック機関
	Demagog	ポーランドのファクトチェック機関
	MediaMath	デジタル広告企業
	Integral Ad Science	デジタル広告検証企業
	GRAMイニシアチブ	世界広告宣伝業連合によって設立されたメディアのためのグローバルアライアンス
Crisp	オンライン・セーフティ企業	
2021/12 参加発表	26社の署名予定者の参加	※個社名の開示なし

## 2. 偽情報に関する政策動向

### 【EU】 Guidance on Strengthening the Code of Practice on Disinformation

#### ③ オーディオビジュアルメディアサービスに関する欧州規制当局グループ（ERGA）からの10の提言

- 同報告書では以下のような行動規範の重大な問題点が示されたうえ、10の提言が示された。
- **新型コロナウイルス感染症のパンデミックがEU域内外の市民に対して深刻な被害を与える可能性のある偽情報を大量に流出させた。**
- 行動規範が導入されて以来、ERGAが発表した調査によって、**行動規範が偽情報との戦いにおいてより効果的なツールとなるためには、対処しなければならない行動規範の重大な弱点（署名者の自己申告の透明性、規範の施策が一般的にすぎる、署名者数が限定的であることなど）が浮き彫りになっている。**
- 署名者による規範の公約の実施に関して、**透明性の向上と説明責任の強化が必要。**
- **タスクフォースを速やかに設立し、新しい規範のための適切なモニタリングの枠組みと実施に関する議論を進展させるべき。**

No	内容
提言 1	施策の実施例としてのコンテンツのサンプルや、活動の影響に関する情報など、より詳細で国別のデータの提供を改善すること。
提言 2	報告書のより統一された標準的な構成に合意すること。
提言 3	透明性センターの一環として、信頼できる権威ある情報源の国別最新データベースを一般に公開すること。
提言 4	実施規範は、署名者がどのような形式のコンテンツに基づいて行動するかを明示的に明らかにすべきである。
提言 5	プラットフォームは、透明性センター内に、全署名者に関するすべての関連情報を一元的に格納する、関連ポリシーの中央レポジトリを設置する必要がある。
提言 6	自動化システムの使用と性能に関するデータの提供は、実施規範の中で明確に約束されるべきものである。
提言 7	自主的な研究のためにデータにアクセスすることを、実施規範の中で拘束力を持たせるべきである。
提言 8	モニタリングの枠組みには、加盟国間での行動の実施を検証する標準化された手順が必要である。
提言 9	モニタリングの枠組みは、プラットフォーム署名者と関連当局の間の協力のための規定を含むべきである。
提言 10	署名機関が独立監査人を任命し、資金を提供することで、規範の約束事項を実施するための活動を報告することを強化する必要がある。

[https://erga-online.eu/wp-content/uploads/2021/11/ERGA-RECOMMENDATIONS-2021\\_11.pdf](https://erga-online.eu/wp-content/uploads/2021/11/ERGA-RECOMMENDATIONS-2021_11.pdf)

<https://erga-online.eu/wp-content/uploads/2020/05/ERGA-2019-report-published-2020-LQ.pdf>

## 2. 偽情報に関する政策動向

### 【EU】 Guidance on Strengthening the Code of Practice on Disinformation

#### ④ダブリン市立大学コミュニケーション学部未来メディア・民主主義・社会研究所の報告書（1 / 2）

- 同報告書では以下のような規範署名者らが提出した報告書の情報の質と透明性に対する懸念を中心とした問題点が示されたうえ、**9の提言が示された。**
- 有意義な国別データの欠如が続いていること、従前のモニタリングでの提言の実施ペースが遅いこと
- コンテンツのラベリングとコメントのモデレーションに対する一貫性のないアプローチに関連する問題が浮き彫りになったこと
- 権威あるコンテンツのプロモーションに関する指標（検索ワードと検索結果の関係等）が欠如していること、偽情報の拡散に關与するグループ（特にFacebook上）が野放しであること

No	内容
提言 1	報告は、必要かつ関連する情報が提供され、モニタリングを容易にする方法で提供されることを確保するために、可能な限り標準化されるべきであり、各アクションについて、署名者が次のことを明確に述べることを勧告する。 アクションに関連付けられている特定のポリシー（ある場合）；行動と規範または要求された特定の情報との関連性；報告された行動が新しいイニシアチブであるか、進行中のイニシアチブの一部であるか；行動の地域的適用、特にEU加盟国全体への適用；また、指標やその他の結果データがEU加盟国のレベルで利用可能であるかどうか。
提言 2	我々は、署名者に対し、偽情報と闘うための関連政策の明確な定義、共通用語の明確な定義、及びそれらの用語がサービス上でどのように運用されているかを提供することを勧告する。この情報は、参照リソースの一部として利用できる必要がある。
提言 3	我々は、関係者が、欧州人権条約第10条（権利と意見の自由の原則）に沿った意見における虚偽の情報に対処するための枠組みを導入することを勧告する。
提言 4	デジタルサービス法第23条（2）は、プラットフォームのアクティブユーザーに関するより詳細なデータを要求しているが、我々は、特定の行動分野及びEU加盟国との関係に関する詳細なデータの報告のために、明確なパラメータが定義されることを推奨する。本規範と署名者の行動の有効性を評価するためには、偽情報に関連する特定の種類のコンテンツに対する署名者の行動のより包括的な全体像が必要である。
提言 5	コンテンツ・ラベル、コンテンツとアカウントの削除、ファクト・チェック、メディア・リテラシー・キャンペーンなどの主要分野に関連する結果と成果の報告について、意味のあるKPIを定義するべきである。また、署名者は、これらの行動の有効性を測定するための自らの努力について報告し、その有効性を検証するためのデータを独立した研究者に提供することを勧告する。

## 2. 偽情報に関する政策動向

### 【EU】 Guidance on Strengthening the Code of Practice on Disinformation

#### ④ ダブリン市立大学コミュニケーション学部未来メディア・民主主義・社会研究所の報告書（2 / 2）

No	内容
提言 6	我々は、 <b>独立監査人を設置</b> するという当初のコミットメントが、改正規範の下で実施されることを勧告する。さらに、ERGAとEDMOのモニタリング作業に貢献する、この職位名を支援するための十分な資金調達と資源を署名者が提供することを推奨する。
提言 7	我々は、 <b>行動の実施を検証するための標準化された手続</b> が、将来の監視のために合意されることを勧告する。これは、姿勢の一貫性が監視することを確実にし、署名者の報告された測定基準に対する重要な対抗点を提供する。
提言 8	署名者には、 <b>偽情報対策のために自動化されたシステムを使用していることを報告</b> することを勧告する。具体的には、どのようなシステムが使用されているか、どのような言語がサポートされているか、どのような偽情報を検出するよう訓練されているか、偽情報対策に使用されているAIシステムに対してどのようなリスク評価が実施されているかなどについて説明するべきである。加えて、欧州委員会は、強化されたコードの中で、偽情報に関連するリスク評価の必要性を具体的に明示することを提案する。
提言 9	加盟国は、 <b>透明性と研究者とのデータ共有の必要性を受け入れるとともに、研究者がデータにアクセスできるサービスを拡大・改善</b> することを勧告する。さらに、当委員会は、偽情報に関する研究のためにデータにアクセスするための明確な規制の枠組みを作成し、現在の提案の範囲をさらに拡大して、大学関連の研究者だけでなく、市民社会組織のメンバーを含む、より多くの利害関係者を含めることを提案する。

<https://fujomedia.eu/covidcheck-report-highlights-inconsistencies-in-platforms-response-to-disinformation/>

## 2. 偽情報に関する政策動向

### 【仏国】情報操作との戦いに関する法律

#### ①情報操作との戦いに関する法律

- 2018年12月、情報操作との戦いに関する法律が制定。
- 2021年7月、外国の偽情報等によるデジタル干渉に対抗する機関としてViginumが創設され、同年10月、運用開始。
- 2022年4月に行われる大統領選挙に向けて民間事業者が様々な取組を行っている。

編	項目	主な規定
第1編	選挙法典を修正する規定	総選挙の月の最初の日の3ヶ月前から投票日までの期間、オンラインプラットフォーム事業者は、選挙期間内に市民が正しい情報を得て、投票が真正なものであるために、ユーザーに対し、公正で、明確な、透明性のある情報（広告報酬を支払った者の情報、個人データの利用等）を提供する義務や投票の真正性に影響を与えるための偽情報・誤情報について利害関係者の申立てにより裁判所がその流布の中止を決定した場合には偽情報の流通に対処する義務などが定められている。
第2編	1986年放送法を修正する規定	選挙（大統領選挙、代議士の総選挙、上院議員選挙、欧州議会議員選挙、国民投票）の月の最初の日の3ヶ月前から投票日までの期間、外国の支配又は影響の下にある法人による放送サービスが、故意に虚偽の情報を散布し、投票の真正性に影響を及ぼそうとしていることがわかった場合、CSAは、当該不正行為を防ぐ又はやめさせることができるなどが定められている。
第3編	虚偽の情報の流布に対する戦いにおけるオンラインプラットフォーム事業者の協力義務	オンラインプラットフォーム事業者が虚偽情報の散布への対応手段を実装する義務やフランス領内における代理人を指名する義務等が定められている。
第4編	メディア・情報教育に関する規定	入手可能な情報の批判的分析のトレーニングやメディアと情報リテラシーが重要であることが定められている。
第5編	海外諸国に関する規定	各規定が適用される仏領内地域などが定められている。

<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000037847559>

## 2. 偽情報に関する政策動向

### 【仏国】情報操作との戦いに関する法律

#### ②Viginumの概要

- 外国からの偽情報等によるデジタル干渉に対抗する機関として創設。
- 500万人以上の月間ユーザーを超えるオンラインプラットフォームを監視する。
- フランスの基本的利益を害する可能性のある外国のデジタル干渉活動を特定し、その影響を分析、特に選挙期間中に市民が触れる情報を変更する可能性が高い場合には、省庁間レベルでそれに対する国家の保護を指導し調整する責任を負う。
- 選挙に限らず、幅広い分野を監視の対象とする。

名称	Viginum (Service de vigilance et de protection contre les ingérences numériques étrangères)
組織	SGDSN (国防国家安全保障事務総局) の下に設置
概要	外国のデジタル干渉に対する警戒と保護を担当する能力を備えた国家の技術的及び運用上のサービス (フランスの選挙プロセスを不安定にする可能性のある外国からの誤った情報を明らかにする)。
タスク	基本的利益を害する可能性のある外国のデジタル干渉活動を特定し、その影響を分析し、特に選挙期間中に市民が触れる情報を変更する可能性が高い場合、省庁間レベルで、それに対する国家の保護を指導し調整する責任を負う。また、年次報告書を公開することとなっている。
対象分野	制度的、民主的、政治的、社会的、歴史的、既知及び計画されたスポーツイベント又はニュースなどのテーマ
構成	アナリスト、ソーシャルネットワークの専門家、メディアの専門家、データサイエンティスト、人間・社会科学の研究者、オペレーションプロジェクトマネージャーなどにより構成される。

<http://www.sgdsn.gov.fr/le-sgdsn/fonctionnement/le-service-de-vigilance-et-de-protection-contre-les-ingerences-numeriques-etrangees-viginum/immersion-au-sein-de-viginum-le-service-de-vigilance-et-de-protection-contre-les-ingerences-numeriques-etrangees/>

<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000044454057>



## 2. 偽情報に関する政策動向

### 【仏国】情報操作との戦いに関する法律

#### ③フランス大統領選挙に向けたプラットフォーム事業者の取組

- フランス通信社（AFP）はGoogleと連携し、「Objectif Désinfox」と題する偽情報と戦うプログラムを開始し、23のフランスのメディアが参加し、ファクトチェック記事を目立たせる取組を行っている（2022年3月8日現在）。また、Metaとも連携し、WhatsAppユーザーがAFPに疑わしい情報を通知し、AFPがファクトチェック結果を返信する取組も行っている。
- Googleは、Googleトレンドポータルにフランス大統領選挙に特化したセクションを設置。
- Metaは、Facebook Protectプログラム（選挙候補者や選挙スタッフなどのソーシャルメディアプラットフォームで悪意を持つ個人や組織のターゲットになる可能性があるアカウントの保護を強化（二段階認証などの強固なセキュリティによる保護）するもの）をフランスを含む新しい国に拡大している。

事業者	内容
AFPとGoogle	「Objectif Désinfox」と題する偽情報と戦うプログラムを開始。23のフランスのメディアが参加し、ファクトチェック記事をより目立たせることを目的とする。
AFPとMeta	WhatsAppユーザーがAFPに対し疑わしい情報を通知し、AFPはファクトチェック結果を返信する。
Google	Googleトレンドポータルにフランスの大統領選挙に特化したセクションを設置。
Meta	Facebook Protectプログラム（選挙候補者や選挙スタッフなどのソーシャルメディアプラットフォームで悪意を持つ個人や組織のターゲットになる可能性があるアカウントの保護を強化（二段階認証などの強固なセキュリティによる保護）するもの）をフランスを含む新しい国に拡大。また、女性のためのデモクラシーガイドを公開するなどの取組も行っている。

<https://factandfurious.com/objectif-desinfox>

<https://about.fb.com/fr/news/2022/02/elections-francaises-2022-une-serie-dinitatives-dedees-sur-facebook-instagram-et-whatsapp-pour-aider-les-citoyens-a-lire-et-a-decrypter-linformation-en-ligne/>

[https://trends.google.fr/trends/story/FR\\_cu\\_58VpJH4BAADwYM\\_en](https://trends.google.fr/trends/story/FR_cu_58VpJH4BAADwYM_en)

<https://www.facebook.com/gpa/facebook-protect>

<https://about.fb.com/fr/wp-content/uploads/sites/12/2021/12/GUIDED1.pdf>

## 2. 偽情報に関する政策動向

### 【仏国】情報操作との戦いに関する法律

#### ④ デジタル時代の啓蒙（1/2）

- 目的：デジタル技術によって増幅され、さらには変化してきた問題である偽情報を抑制する解決策を早急に検討することを目的とする。
- 経緯：デジタル時代の啓蒙委員会により検討の後、報告書にまとめられ、**2022年1月11日に共和国大統領に提出**された。なお、委員長は社会学者のジェラルド・ブローネー氏。
- 報告書概要
  - ・ 本報告書は、デジタル時代の情報障害とそれが引き起こす民主的生活の混乱に関する知識の状態を要約し、それらに対処するための**推奨事項（30個）**を示している。偽情報に対して行動しようとする、表現、意見、情報の自由など、民主主義の本質的な価値を損なうリスクがある。**推奨事項では、情報障害を根絶することを目的とはしていないが、民主的な生活を害するコンテンツの拡散を制限し、悪意のある行動を阻止し、違法行為を制裁し、リスク防止を改善し、ユーザーの警戒を強化することを目的としている。**

No	推奨事項項目
1	公共研究の推奨
2	ユーザーインターフェースデザインの規制の考察
3	人気バイアスへの対策
4	インフルエンサーのエンパワーメント
5	コンピテンスにスポットライトを当てる
6	知識の実態に反映させる
7	オーバーモデレーションによるリスクの予防
8	プログラマティック広告のプレイヤーに説明責任を持たせる
9	参加型金融プラットフォームが実施するグッドプラクティスを奨励する
10	選挙プロセスの完全性の保護

No	推奨事項項目
11	信頼できるアクター間でのデータ共有を可能にする
12	部門間デジタルガバナンス機構の構築
13	軍部のコンピュータによる影響力制御の基本原則について、倫理委員会に付託する
14	EU全体の危機管理メカニズムを構築し、危機管理演習を行う
15	OECDに作業部会の設置を提案する
16	1881年7月29日の法律第27条をプラットフォーム上での偽情報の公的流布に対する刑事手続きの基礎として参照する
17	1881年7月29日法第48条第1項を完成させる ※上記16記載の法第27条に規定された犯罪に関して市民団体に認められた権利を行使できるようにするため
18	デジタル経済の信頼に関する法律（LCEN）に新しい条文を導入する

## 2. 偽情報に関する政策動向

### 【仏国】情報操作との戦いに関する法律

#### ④デジタル時代の啓蒙（2/2）

No	推奨事項項目
19	ARCOM（視聴覚とデジタルコミュニケーションに関する規制機関）の権限を強化し1986年9月30日の法律第17/2条を補足する
20	研究者にデータへのアクセスを提供するようプラットフォームに求める
21	デジタルサービス法へのフェイクニュースに関する規定の導入
22	独立した外部専門機関の設置
23	デジタルサービス法の枠組みに、プラットフォーム、規制当局、市民社会の間の共同規制体制の構築
24	批判的思考と情報リテラシーの開発に特化した省庁間セルの創設
25	学生の認知的困難のマッピング
26	批判的思考と情報リテラシーの育成を国家の大義とする
27	学校における批判的思考と情報リテラシーのトレーニングを体系化する
28	教育当局の情報リテラシー問題に対する認識を高める
29	市民社会における批判的思考と情報リテラシーのトレーニングの開発
30	デジタルワールドと仮想現実・拡張現実の問題を委員会に付託する

## 2. 偽情報に関する政策動向

### (1) オーストラリア政府の偽情報等に対する取組 (1/2)

- 2018年末に選挙プロセスへの海外からの干渉に対抗措置として「国家安全保障法改正(スパイ活動と外国干渉)法」が施行されている。
- 2021年2月に、デジタル産業業界団体のDIGIは「The Australian Code of Practice on Disinformation and Misinformation」(オーストラリアの偽・誤情報に関する行動規範)を公表、これを受け2021年5月には署名企業8社が透明性レポートを公表した。
- 2022年3月、政府はオンラインでの有害な偽情報や誤情報に取り組む法律「New disinformation laws」制定することを公表した。

年月	取組	詳細
2017年から	メディア間の競争におけるデジタルプラットフォームの影響調査(オーストラリア競争・消費者委員会(ACCC))	<ul style="list-style-type: none"><li>• 信頼性の低いニュースに触れる機会が増加する要因について議論。</li><li>• デジタルプラットフォームの透明性を高めること、ユーザーがニュースフィードに表示される情報源を認識できるようにする方法、メディアリテラシープログラム開発のために追加措置が必要かどうかなどを詳細に分析することを提案。</li></ul>
2017年5月	「公益ジャーナリズムの将来に関する選考委員会」(Select Committee on the Future of Public Interest Journalism)の設立(上院)	<ul style="list-style-type: none"><li>• デジタルディスラプションが従来のメディアのビジネスモデルに与えた影響及び、検索エンジンやソーシャルメディアがフェイクニュースの拡散に伴って公益ジャーナリズムに及ぼす影響について検討が行われた。ジャーナリズム質の低下がフェイクニュースの蔓延増加に相関関係があることを確認された。</li><li>• ジャーナリストへの支援、教育面で国家カリキュラムを強化することによって、学生のフェイクニュースに対する意識を高めるだけでなく、一般的なデジタルメディアリテラシーの向上が可能なかの検討が提案された。</li></ul>
2018年6月	「国家安全保障法改正(スパイ活動と外国干渉)法2018」議会通過※1	
2018年7月以前	選挙整合性保証タスクフォース「Electoral Integrity Assurance Taskforce」開設(政府)	<ul style="list-style-type: none"><li>• 選挙システムへのサイバー干渉リスクへの対処を目的とし、選挙プロセスへのサイバー干渉に関連して「技術的なアドバイスと専門知識」をオーストラリア選挙管理委員会に提供する役割を担う。</li></ul>

(次ページへ続く)

(出典) オーストラリア議会、インフラ・運輸・地方開発・通信省、DIGIのウェブサイト等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成。  
※1 <https://www.legislation.gov.au/Details/C2018A00067>

## 2. 偽情報に関する政策動向

### (1) オーストラリア政府の偽情報等に対する取組 (2/2)

(前ページからの続き)

年月	取組	詳細
2018年11月	フェイクニュースと偽情報に関する事項を検討(選挙問題に関する議会合同常任委員会(JSCEM))	<ul style="list-style-type: none"> <li>「2016年の連邦選挙の実施及びそれに関連する事項に関する報告書」で暫定的に下記を勧告： <ul style="list-style-type: none"> <li>選挙におけるサイバー操作を防ぐ恒久的なタスクフォースの設置</li> <li>デジタルプラットフォームやパブリッシャーとなるソーシャルメディアサービスに法的な明確さの適用</li> <li>メディアリテラシーの学校教育プログラムへの組み込み方の検討</li> </ul> </li> </ul>
2018年12月	「国家安全保障法改正(スパイ活動と外国干渉)法2018」施行※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>オーストラリアの民主的・政治的権利または義務の行使に影響を与えることを意図してフェイクニュースを“武器化”する人物に適用される可能性を示唆。</li> </ul>
2019年4月	メディアリテラシーキャンペーン「Stop and consider」を開始(オーストラリア選挙管理委員会(AEC))	<ul style="list-style-type: none"> <li>2019年の連邦選挙運動中に有権者に「見たり聞いたりする選挙情報のソースを注意深くチェックする」ことを奨励。</li> <li>投票に影響を与えることを意図した「偽情報、虚偽の情報」の可能性を有権者へ警告した。</li> </ul>
2021年2月	DIGI「The Australian Code of Practice on Disinformation and Misinformation」(偽・誤情報に関するオーストラリアの行動規範)を公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>DIGIは、2019年12月に発表されたオーストラリア政府の方針に応じて検討を行い、「偽・誤情報に関するオーストラリアの行動規範」を公表した。</li> <li>行動規範への署名企業はオンライン上の偽情報の安全措置と拡散を減らすための措置を講じる。</li> <li>Twitter、Google、Facebook、Microsoft、Redbubble、TikTokの計6社が署名。</li> </ul>
2021年5月	行動規範への署名企業が透明性レポートを公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>計8社が公表した(Adobe、Apple、Facebook、Google、Microsoft、Redbubble、TikTok、Twitter)</li> </ul>
2021年6月	通信メディア庁(ACMA=Australian Communications and Media Authority)が「デジタルプラットフォームの偽情報とニュース品質対策の適切性」報告書を政府に提出※3	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタルプラットフォームでの偽情報と誤情報に関する消費者調査と、業界のコードの評価を行った。</li> <li>政府に対し5つの提言を行った。</li> </ul>
2022年3月	「New disinformation laws」制定に向けた動きを公表※4	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンラインでの有害な偽情報や誤情報に取り組む法律を2022年後半に議会へ提出を目指していると発表。</li> <li>通信メディア庁(ACMA)による政府への提言を含む報告書「デジタルプラットフォームの偽情報とニュース品質対策の適切性」を合わせて発表。 <ul style="list-style-type: none"> <li>通信メディア庁(ACMA)へ新たな権限を与える</li> <li>誤情報・偽情報に関する行動グループ(デジタルプラットフォーム、政府機関、研究者、NGO)の設立</li> </ul> </li> </ul>
2022年3月	通信メディア庁(ACMA)が「New disinformation laws」発表に合わせて「misinformation report Fact sheet」を公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>Fact sheet1～3にて下記を記載。 <ol style="list-style-type: none"> <li>「デジタルプラットフォームの偽情報とニュース品質対策の適切性」主な調査結果</li> <li>コードの評価</li> <li>今後に向けた取り組み</li> </ol> </li> </ul>

(出典) オーストラリア議会、インフラ・運輸・地方開発・通信省、DIGIのウェブサイト等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成。

※2 <https://www.legislation.gov.au/Details/C2018C00506>

※3 <https://www.acma.gov.au/sites/default/files/2021-11/Adequacy%20of%20digital%20platforms%20disinformation%20and%20news%20quality%20measures.pdf>

※4 <https://minister.infrastructure.gov.au/fletcher/media-release/new-disinformation-laws>

## 2. 偽情報に関する政策動向

### (2) DIGIの「The Australian Code of Practice on Disinformation and Misinformation」(偽・誤情報に関するオーストラリアの行動規範)に関する最近の動き

- 2019年12月に発表されたオーストラリア政府の方針に応じて検討を行い、**2021年2月に、業界団体のDIGIは「The Australian Code of Practice on Disinformation and Misinformation」(オーストラリアの偽・誤情報に関する行動規範)を公表した。**
- これを受け、**2021年5月には署名企業8社 (Adobe、Apple、Facebook、Google、Microsoft、Redbubble、TikTok、Twitter) が透明性レポートを公表した。**
- 署名企業は、オンライン上の偽情報の安全措置と拡散を減らすための措置を講じる。

年月日	取組	詳細
2021年2月22日	「The Australian Code of Practice on Disinformation and Misinformation」(オーストラリアの偽・誤情報に関する行動規範)を公表	<ul style="list-style-type: none"><li>• DIGIが2019年12月に発表されたオーストラリア政府の方針に応じて検討を行い、「オーストラリアの偽・誤情報に関する行動規範」を策定、公表した。署名企業はオンライン上の偽情報の安全措置と拡散を減らすための措置を講じる。</li><li>• Twitter、Google、Facebook、Microsoft、Redbubble、TikTokの計6社が署名。</li><li>• 元は、2019年オーストラリア政府が公表した「Regulating in the digital age Government response and implementation roadmap for the Digital Platforms Inquiry」に基づき、同年12月に政府がデジタル産業に対してCodeの開発を依頼した。これにDIGIが草案作成することに手を挙げた。</li></ul>
2021年5月22日	行動規範への署名企業が透明性レポートを公表	<ul style="list-style-type: none"><li>• 計8社が公表した (Adobe、Apple、Facebook、Google、Microsoft、Redbubble、TikTok、Twitter)。</li><li>• 以降は、年次レポートを公表する予定。</li></ul>
2021年10月11日	行動規範のガバナンスの強化のための「苦情小委員会設置」を設置。	<ul style="list-style-type: none"><li>• コードコミットメントの署名者による違反の可能性に関する苦情を解決するための独立した「苦情小委員会」を設置。</li><li>• 苦情を提起するためのWebサイト上にポータルを設置。</li></ul>
2022年2月22日	今後の行動規範の強化について公表	<ul style="list-style-type: none"><li>• 今後の規範を強化するポイント：<ol style="list-style-type: none"><li>1. 次回の年次透明性レポートの改善と一貫性を促進するためにガイドラインを導入する。</li><li>2. 独立したレビュー担当者としてハル・クロフォード氏を任命し、公開前にすべての署名者の透明性レポートをファクトチェックし、証明する。</li><li>3. 2022年には規範の見直しを行い、それを改善する方法について国民、市民社会、政府の見解を積極的に得る。</li></ol></li><li>• 併せて下記についても言及。<ul style="list-style-type: none"><li>– 2021年6月にACMAが行ったコード評価報告書を考慮に入れる (報告書は2022年3月現在未公表)。</li><li>– 2022年3月末までに改訂される予定のEUの「偽情報に関する行動規範」を考慮に入れ、偽情報と署名企業の責任のみに焦点を当て、次の採択企業による透明性年次報告書を検討する予定。</li></ul></li></ul>

(出典)  
DIGIウェブサイトより、みずほサーチ&テクノロジーズ作成。いずれも2022年3月21日時点。

## 2. 偽情報に関する政策動向

### (3) 「New disinformation laws」制定に向けた最近の動向

□ オンラインでの有害な偽情報や誤情報に取り組む「New disinformation laws」制定に向けた最近の動向をまとめた。

- 2022年3月、政府は「オンラインでの有害な偽情報や誤情報に取り組む法律を、2022年中に導入予定」と発表した。通信メディア庁（ACMA）が2021年6月に政府に提出した「デジタルプラットフォームの偽情報とニュース品質対策の妥当性の報告書」における5つの提言を全て受け入れ、ACMAに新たな権限を与え（デジタルプラットフォームを監視し、偽情報の対処の有効性に関するオーストラリア固有のデータを要求できる情報収集権限、行動規範の登録や施行、デジタルプラットフォームの企業活動に関連する基準を作成する権限）、利害関係者を会する「偽・誤情報行動グループ」を設立する。
- DIGI（オーストラリアのデジタル産業業界団体）はACMAの提言に関する見解を発表した（以下の表に示した）。

	ACMAによる提言	DIGIの見解
1	政府は、DIGIに対し、DIGIが2022年2月に行動規範をレビューする際、「デジタルプラットフォームの偽情報とニュース品質対策の妥当性」の調査結果の検討を奨励する。	同意する。 行動規範レビューではACMAによる報告書とEUの偽情報行動規範の改訂と、行動規範署名者の各透明性年次報告書も考慮する。
2	ACMAは、引き続き行動規範の運用を監視し、2022-23会計年度の終わりまでにその有効性について政府に報告する。また、ACMAはオーストラリアの偽情報と誤情報の状況について政府に通知するために、関連する調査を継続する。	同意する。 ACMAに対し、行動規範署名者の透明性年次報告書をACMA報告書に反映することを推奨する。
3	政府は、デジタルプラットフォームの透明性を高めることを目的に、偽情報や誤情報に対処するための措置の有効性に関するオーストラリア固有のデータの要求など、デジタルプラットフォームを監視する情報収集権限（記録管理ルールを作成する権限を含む）をACMAに与える。	ACMAの権限を行動規範に関連して強化する必要があることに同意する。 DIGIは政府に、DIGIの苦情ポータルを通じてユーザーから提起された苦情の最終結果に意見の相違がある場合に、ACMAに上訴メカニズムを提供する権限を与えることができるかどうか確認している。また、記録管理に関する推奨事項と行動規範に組み込む方法を検討する。
4	政府は、行動規範の登録、行動規範のコンプライアンスの実施、デジタルプラットフォームの企業の活動に関連する基準を作成する権限をACMAに与える。これらの権限は、行動規範管理の取り決めが不十分であることが判明した場合やDIGIの自主的な行動規範が失敗した場合に、ACMAがさらに介入する仕組みである。	ACMAの権限の拡大に原則的に同意する。 コードの継続的な強化について、ACMA、利害関係者、署名者、および潜在的な署名者と建設的に協力する。
5	既存の監視機能に加えて、政府は誤情報・偽情報の問題に関して、デジタルプラットフォーム、政府機関、研究者、及びNGO間の連携と情報共有を支援するため「誤・偽情報行動グループ」の設立を検討する。	同意する。 グループで積極的な役割を果たしたい。

(出典)  
 インフラ 交通 地域開発 通信省 <https://minister.infrastructure.gov.au/fletcher/media-release/new-disinformation-laws>  
 通信メディア庁（ACMA=Australian Communications and Media Authority）「A report to government on the adequacy of digital platforms' disinformation and news quality measures」  
 DIGI <https://digi.org.au/digi-welcomes-release-of-acma-report-on-misdisinformation-code-and-supports-its-five-key-recommendations/>  
 よりみずほサーチ&テクノロジー作成。いずれも2022年3月21日時点。

## 2. 偽情報に関する政策動向

### (4) 通信メディア庁 (ACMA) の「misinformation report Fact sheet」(1/3)

- 2022年3月、政府の「New disinformation laws」発表に合わせて、通信メディア庁 (ACMA) は「misinformation report Fact sheet」を公表した。
- Fact Sheetでは、1. 「デジタルプラットフォームの偽情報とニュース品質対策の適切性」報告書 主な調査結果、2. 行動規範の評価、3. 次なる取り組みが記載される。

#### 1. 「デジタルプラットフォームの偽情報とニュース品質対策の適切性」報告書 主な調査結果 (抜粋)

- オーストラリアの成人の5人に4人がCOVID-19に関する誤情報を見ており、COVID-19に関する誤情報を信じる人は、医師、保健当局者、その他の信頼できる情報源に対する信頼度が低い。誤情報への影響はコミュニティで異なり、ターゲットを絞った介入が必要。
- COVID-19に関する誤情報のほとんどは、Facebook、YouTube、Instagramなどの大規模なプラットフォームで発生している。多くのオーストラリア人は、プラットフォームが誤情報に対処する対策を講じていることを認識しているが、直接それを経験した人はほとんどいない。
- 誤情報は海外で度々発生するが、オーストラリア国民や国内の問題に進化する
- オンライン上の誤情報の説明は、公衆衛生の取組を弱体化させ、民主的な制度への信頼を徐々に損なうことを含む、広範囲の急性および慢性の危害をもたらした。
- オーストラリアの携帯電話会社は、5Gに関する誤った情報や電磁エネルギーの誤情報が原因で2019年に310万ドル、2020年に790万ドルの費用負担があった。
- オーストラリア国民の76%は、人々がオンラインで見ると誤情報や誤解を招く情報の量を減らすため、プラットフォームはもっと多くのことをすべきだと考えている。



## 2. 偽情報に関する政策動向

### (4) 通信メディア庁 (ACMA) の「misinformation report Fact sheet」(2/3)

(前ページからの続き)

#### 2. DIGI行動規範の評価

強み	弱み	改善点
<ul style="list-style-type: none"><li>デジタル業界は、偽情報と誤情報の両方に対処するため、統一され一貫したアプローチを促進する、単一の実践行動規範を開発することに協力した。</li><li>行動規範は結果ベースのモデルを使用しており、さまざまなデジタルプラットフォームサービスとビジネスモデルに対応できる。</li><li>プラットフォームに、危害のリスクに比例した行動が取れる柔軟性を提供している。</li><li>オーストラリアのユーザーに対する潜在的な危害に対処することを約束している。</li><li>プラットフォームへの介入と、表現や発言の自由、ユーザーのプライバシーの保護、その他の権利とのバランスを取ることを目的としている。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>複雑な定義と専門用語を使用しているため、ユーザーにはわかりにくい場合がある。</li><li>必須のコミットメントは2つのみである。集団的な業界行動の最低基準を低くしている。</li><li>行動規範内の「危害」の定義が狭すぎである。署名者は、「深刻な」「差し迫った」危害をもたらす可能性が合理的に高い場合にのみ、コンテンツに対して措置を講じることになっている。</li><li>プライベートメッセージングサービスなど、誤情報や偽情報が広まる可能性のある一部のサービスが除外されている。</li><li>問題ベースの広告（政治的および社会的問題など、公共圏で広く議論されている特定のトピックについての認識を高め、提唱し、または行動を呼びかけることを目的としたスポンサー付きの有料コンテンツ）が行動規範から除外されているかどうか明らかではない。</li><li>プラットフォームが採用できる対策例が含まれているが、より詳細で業界全体に適用することでメリットが得られるだろう。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>オプトアウト（個人情報の第三者提供に関し、個人データの第三者への提供を本人の求めに応じて停止すること）のフレームワークを実装する必要がある。</li><li>深刻な慢性的危害に対応するため、危害のしきい値を下げる。</li><li>プライベートメッセージングサービスを行動規範の範囲内に含める。</li><li>問題ベースの広告の透明性に対処する。</li><li>署名者は、行動規範に基づく年次報告に対してより統一されたアプローチを採用する。これには、よりローカライズされたデータを含む、各結果のKPIの確立、及び改善すべき領域の特定が含まれる。</li></ul>

## 2. 偽情報に関する政策動向

### (4) 通信メディア庁 (ACMA) の「misinformation report Fact sheet」(3/3)

(前ページからの続き)

#### 3. 次なる取り組み

DIGIによる行動規範レビュー	<ul style="list-style-type: none"><li>最初の行動規範レビューは、2022年後半にDIGIによって行われる予定。その後、2年ごとに定期的に行動規範レビューが行われる。</li><li>DIGIは、署名者、関連する政府機関、および学者や対象分野の専門家などの他の主要な利害関係者からの意見を募る。</li><li>DIGIにACMAの調査結果をこのレビューの一部として検討することを奨励。</li></ul>
プラットフォームによる透明性年次報告書	<ul style="list-style-type: none"><li>プラットフォームは、行動規範のコミットメントを満たすために行った活動を詳細に説明する年次透明性報告書を提供する。</li><li>ACMAによる報告書では、プラットフォームによる第1回透明性報告書に一貫性がなく、個々のプラットフォームのパフォーマンスのベンチマークや、測定の有効性を評価するために必要な詳細が不足していることが分かった。</li><li>行動規範の下で、署名者は、その後のすべての年次透明性報告書に含める必要のあるデータやその他の情報を通知するために、合意された形式と一連のガイドラインを作成および実装する必要がある。</li><li>合意された形式とガイドラインに関する作業は、署名者の次の報告期間の前に完了する見込み。すべての透明性年次報告書は、2022年5月下旬までにDIGI Webサイトで公開される予定であり、DIGIによって任命された独立したレビューアによってレビューおよび監査される。</li></ul>
ACMAによる行動規範の継続的な監視	<ul style="list-style-type: none"><li>ACMAは引き続き行動規範の運用を監視し、2023年6月までに2回目の報告を政府に提供する。</li><li>ACMAは、業界によって実施された自主規制の取り決めが効果的であるかどうか、またはさらなる措置が必要かどうかを検証する。</li><li>ACMAはまた、オーストラリアの偽情報と誤情報の状況について政府に通知するため、関連する調査を継続して実施する。</li></ul>
ACMAの新しい権限	<ul style="list-style-type: none"><li>デジタルプラットフォームを監視し、偽情報の対処に関するデータを要求することができる情報収集権限</li><li>行動規範の登録、行動規範のコンプライアンスの実施、デジタルプラットフォームの企業の活動に関連する基準を作成する権限</li></ul>
誤情報・偽情報に関する行動グループ	<ul style="list-style-type: none"><li>誤情報・偽情報の問題に関して、デジタルプラットフォーム、政府機関、研究者、及びNGO間の連携と情報共有を支援するため「誤情報・偽情報に関する行動グループ」の設立を検討する。</li><li>これは行動規範署名者のコミットメントである、「学術界と市民社会内の偽情報と誤情報に関する議論を促進するために毎年恒例のイベントを召集する」とは別のグループである。</li></ul>

(出典) 通信メディア庁 (ACMA=Australian Communications and Media Authority) ACMA misinformation Fact Sheet よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成。  
[https://www.acma.gov.au/sites/default/files/2022-03/ACMA%20misinformation%20report\\_Fact%20sheet%203%20-%20next%20steps\\_0.pdf](https://www.acma.gov.au/sites/default/files/2022-03/ACMA%20misinformation%20report_Fact%20sheet%203%20-%20next%20steps_0.pdf)

## 2. 偽情報に関する政策動向

### (1) 韓国の「言論仲裁および報道による損害賠償に関する法律」(언론중재 및 피해구제 등에 관한 법률)の一部改正案に関する動向

- 2021年8月19日偽情報の問題に対処することを目的として「言論仲裁法」の一部改正案が委員会において可決された。
- 改正案は、故意や重過失による虚偽、捏造情報を報道した報道機関に対して、被害額の最大5倍の損害賠償を請求したり、訂正報道や、記事の閲覧ができないように求めることができる内容である。
- Human Rights Watch、Article 19、Korean Progressive Network Jinbonet、Open Net Associationは「改正案は表現、情報、報道の自由を損ない、メディアが批判的な報道を躊躇する」との懸念を示した書簡を大統領等へ提出した。
- 国際機関(国際連合人権高等弁務官事務所 (OHCHR)、世界新聞協会 (WAN-IFRA)も、改正案の報道機関への懲罰的損害賠償の要求や、明確な条件を欠いた同法の曖昧さを指摘し、表現の自由を制限する懸念があり、留保することを表明した。

年月	取組	詳細
2021年8月19日	「言論仲裁法」の一部改正案が可決	<ul style="list-style-type: none"><li>• 「言論仲裁法および報道による損害賠償に関する法律」(언론중재 및 피해구제 등에 관한 법률。以降、言論仲裁法)の改正案が、文化・スポーツ・観光委員会において可決された。</li><li>• 8月下旬の国会において可決される予定であった。</li></ul>
2021年9月16日	Human Rights Watch等が、改正案への懸念を示した書簡を大統領等に対し提出	<ul style="list-style-type: none"><li>• Human Rights Watch、Article 19、Korean Progressive Network Jinbonet、Open Net Associationが、文在寅(ムン・ジェイン)大統領、国会議員、言論仲裁法改正法案諮問委員会メンバーに対して、「改正案は表現、情報、報道の自由を損ない、メディアが批判的な報道を躊躇する」との懸念を示した書簡を提出した。</li></ul>
2021年8月31日	国会での投票を延期	<ul style="list-style-type: none"><li>• 8月末に予定していた可決の延期を表明し、1月間の検討の後、9月27日に開始される国会本会議において法案可決を目指すこととなった。</li><li>• 採択は2022年に先送りとなった模様。</li></ul>

(次ページへ続く)

(出典) Human Rights Watch、Article 19、KBS等のウェブサイトよりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成。

## 2. 偽情報に関する政策動向

### (2) 書簡で指摘された懸念事項

- Human Rights Watch、Article 19、Korean Progressive Network Jinbonet、Open Net Associationによる書簡では改正案における下記の内容について懸念を示した。

#### 詳細

- 「虚偽または捏造された報道」の定義があいまいであり、意見、風刺、またはパロディを罰するために使用できる。
- 曖昧な定義は、批判的なニュース報道や不人気または少数派の意見の報道など、幅広い表現を制限する可能性がある。
- 裁判所が無条件で「虚偽の内容」に対して削除命令を出す権限を与えられる。
- 本条で認められる検閲は、単に虚偽であるからといって表現を制限したり罰したりしてはならない「国際人権原則」に違反している。
- 「虚偽または捏造された報道」によって物的損害、人格権の侵害、または精神的苦痛を引き起こす場合、「裁判所は損害の5倍までの補償を査定することができる」となっている。実際の損失額の最大5倍のペナルティは過剰。
- 韓国には既に広範な民事・刑事名誉毀損法がある。虚偽の陳述によって受けた風評被害に対して十分な救済策を提供しており改正は不要。
- 「虚偽または捏造された報道」とされるものが、いくつかの広範かつ曖昧に定義された状況において「意図的または重大な過失をもって」行われたという推定を作成し、報道の自由に対する重大なリスクをもたらす。
- 「虚偽または捏造された報道」に対する懲罰的損害賠償を「インターネットニュースサービスプロバイダー」および「インターネットマルチメディア放送事業者」に拡大することになる。第三者が投稿したコンテンツについて仲介者に責任を負わせることは極めて問題である。

(出典) Human Rights Watch、Article 19、KBS等のウェブサイトよりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成。